

申告書の記載のしかた（第6号様式）

この記載のしかたは、申告書の様式に従って一般的なことがらについて説明してあります。

- ◎ 申告書は複写式になっておりますので、はがさずにボールペンで強く記入してください。
- ◎ 金額の端数処理についてはあらかじめ「000」「00」と印字されておりますので、それぞれの単位区分に従って記載し、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- ◎ なお、ご不明な点がございましたら、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の税率

【法人県民税（均等割）】

区分	事業年度終了の日	平成23年3月31日までに終了する事業年度	平成23年4月1日以後に終了する事業年度
1	資本金等の額を有しない法人 等 資本金等の額が1,000万円以下である法人	年額 20,000円	年額 22,000円
2	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000円	年額 55,000円
3	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 130,000円	年額 143,000円
4	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 540,000円	年額 594,000円
5	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 880,000円

(注)資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額に無償増減資等の加減算を行った金額と、資本金と資本準備金の合算額のいずれか大きい金額となります。

●法人県民税（法人税割）及び法人事業税の超過税率の適用区分

次のいずれかに該当する法人は、「**①の税率**」が適用されます。いずれにも該当しない法人は、「**②の税率**」が適用されます。

法人県民税（法人税割）	法人事業税
<ul style="list-style-type: none">・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・法人税法に規定する受託法人 ・平成22年9月30日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割を課される法人	<ul style="list-style-type: none">・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・所得が年4,000万円を超える法人（所得課税法人） ・収入金額が年3億2,000万円を超える法人（収入金額課税法人） ・保険業法に規定する相互会社 ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・法人税法に規定する受託法人 ・平成22年9月30日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する事業税を課される法人

【法人県民税（法人税割）】

課税標準となる法人税又は個別帰属法人税額の	①の税率 1.8%	②の税率 1.0%
-----------------------	---------------------	---------------------

【法人事業税】

法人区分		①の税率	②の税率	
以下の事業以外の事業を行う法人	普通法人 (特別法人、外形標準課税法人以外)	所得のうち年400万円以下の金額の 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の 所得のうち年800万円を超える金額の	3.75% 5.665% 7.48%	3.5% 5.3% 7.0%
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額の 3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の	3.75% 5.23% 5.23%	3.5% 4.9% 4.9%
	外形標準課税法人 事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割 所得の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	1.18% 1.26% 0.525%	1.0% 1.2% 0.5%

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	収入割 収入金額の	1.065%	1.0%
--	-----------	--------	------

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入割 収入金額の 付加価値割 付加価値額の	0.8025% 0.3885%	0.75% 0.37%
	上記以外の法人	資本割 資本金等の額の	0.1575%	0.15%
		収入割 収入金額の	0.8025%	0.75%
	所得割 所得の	1.9425%	1.85%	
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）	収入割 収入金額の	0.519%	0.48%	
	付加価値割 付加価値額の	0.8085%	0.77%	
資本割 資本金等の額の	0.336%	0.32%		

【特別法人事業税】

法人区分	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
普通法人	37.0%	37.0%
特別法人	34.5%	34.5%
外形標準課税法人	260.0%	260.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	30.0%	30.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	30.0%	40.0%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）		62.5%

第6号様式記載要領

- この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の都道府県知事に1通を提出してください。
- ※印の欄は記載しないでください。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額㉞」の欄の金額を記載してください。
- 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1（1）から別表1（3）まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載してください。
- 道府県民税の「㉞のうち見込納付額㉞」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 事業税の「所得金額総額㉟」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉟の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉟の欄の金額から㉟の欄の金額を控除した金額を記載してください。
- 事業税の「付加価値額総額㊱」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額①」又は「課税標準となる資本金等の額㉟」の各欄の金額をそれぞれ記載してください。
- 事業税の「㊱のうち見込納付額⑤」の欄は、法第72条の2第3項又は第5項（法第72条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載してください。

納付書の書き方について（お願い）

都道府県コード 040002	県税	法人県民税 特別法人事業税	領取証書 ㉞								
宮城 県	口座番号 02220-1-960002	加入者 宮城県・取扱者 宮城県会計管理者									
所在地及び法人名 ①											
② ③ ④ ⑤ ⑥											
ID	事務所	税目	年度	管理番号	事業年	始期					
11	03	31	505	012345678	504	年4月1					
申告区分		整理番号	納付区分	※ 処 理 事 項							
⑦ 311100		(空欄)	㉞01								
事業年度若しくは連結事業年度				申告区分							
4・4・1から		5・3・31まで		中予 期 間 定	中予 期 間 定	中予 期 間 定					
法人県民税	法人税額	01	百	十	千	百	万	千	百	十	円
	均等割額	02									
	延滞金	03									
	計	04									
	所得割額	05									
	付加価値割額	06									
	資本割額	07									
	収入割額	08								⑨	
	特別法人事業税額	09									
	計 (05~09)	10									
	延滞金	11									
	過少申告加算金	12									
	不申告加算金	13									
	重加算金	14									
	計 (10~14)	15									
合計額	16										
納期限	令和5年5月31日										
課税事務所 ㉞	仙台北県税事務所										
上記のとおり領取しました。(納税者保管)											
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。											
領取日付印											

宮城県では、納税管理を電算システムで行っています。このため、納付書に記載もれがあると納税確認に時間がかかり、入れ違いに督促・催告状などが送付されてご迷惑をおかけする場合がありますので、必要事項の記入についてご協力をお願いします。

- 所在地及び法人名を記入してください。

所在地及び法人名	
年度	※ 処 理 事 項
10	(②を記入してください)
事業年度又は連結事業年度	申 告 区 分
から	ま
中予 期 間 定	中予 期 間 定

地方税法施行規則省令第12号の2様式等、宮城県指定以外の納付書で納税される場合には、「※処理事項」欄等に②を記入してください。

- 申告先の事務所コードを記入してください。

また、地域事務所の所管区域にある法人は、地域事務所の事務所コードを記入してください。

事務所名	コード	事務所名	コード
大河原県税事務所	01	北部県税事務所 栗原地域事務所	06
仙台南県税事務所	02	東部県税事務所 登米地域事務所	07
仙台北県税事務所	03	東 部 県 税 事 務 所	08
塩釜県税事務所	04	気仙沼県税事務所	09
北 部 県 税 事 務 所	05	仙台中央県税事務所	10

- 31と記入してください。

- 5(令和のコード)に続けて、申告年度を記入してください。

- 同封の申告書に添付している納付書に記入している番号を記載してください。

- 5(令和のコード)に続けて、貴社の当該事業年始期を記入してください。

- 申告区分コードを記入してください。

区分	コード	区分	コード	区分	コード
予定申告	310100	見込納付	311100	修正申告	311200
中間申告	310200	確定申告	311100		

※見込納付の場合には、申告区分欄の「その他」を丸印で囲み、カッコ内に「見込」と記入してください。

- 納付区分は01と記入してください。(現金納付のコード)

- 税額等記入欄には法人県民税、法人事業税・特別法人事業税別に該当欄に記入してください。

- 上記②の事務所名を記入してください。